



加害事故事例1

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさずに走行し、交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷で3日後に死亡した。
(東京地方裁判所 平成15年9月30日判決)

損害賠償額 6,779万円

ご存じですか?

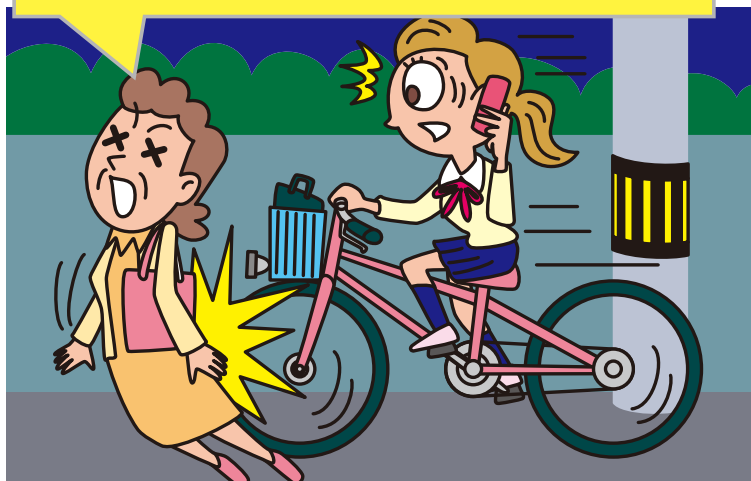
自転車の加害事故による 高い損害賠償

自転車保険の
加入を
オススメします。

詳しくは裏面をご覧ください。→

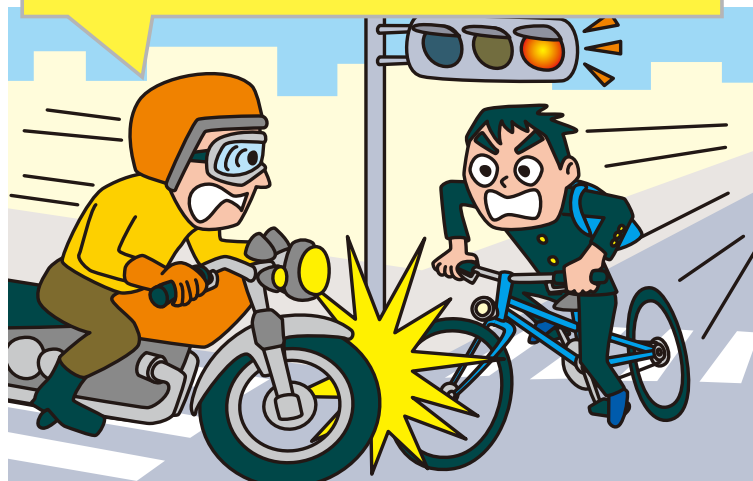
加害事故事例2 損害賠償額 5,000万円

女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。(横浜地方裁判所 平成17年11月25日判決)



加害事故事例3 損害賠償額 4,043万円

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。
(東京地方裁判所 平成17年9月14日判決)



ちょっとした不注意が死傷者を出す重大な事故につながります。

自転車事故で
問われる責任

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

社会上の責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

兵庫県警察

五則

しっかり守って 事故を防止しましょう!



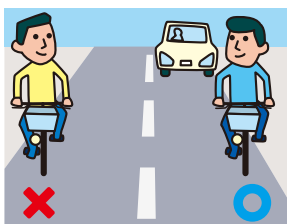
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

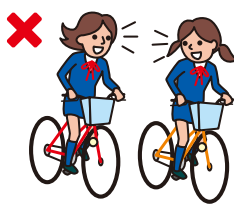


4 安全ルールを守る

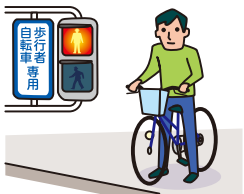
- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止



- 並進は禁止



- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る

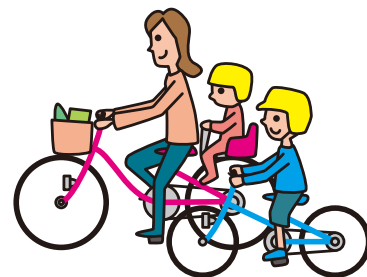


- 交差点での一時停止と安全確認



5 子どもはヘルメット着用

児童、幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



備えて安心

自転車事故の保険

保険に加入しよう

個人賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。火災保険、自動車保険など他の保険の特約として契約することができます。

傷害保険

自転車での転倒など、思わぬ事故による自分のケガに備える保険ですが、個人賠償責任特約を付帯することで、交通事故の賠償責任にも対応することができます。

対象	事故の相手		自分	取扱い
	種類	生命・身体	財産	
個人賠償責任保険	○	○	×	損害保険各社
傷害保険	△	△	○	損害保険各社

事故の賠償に備えて保険の加入をオススメします。